

精神障害者支援のための関係者による協議の場の設置について

【国 基本指針】

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指して、平成32年度末までに、全ての市町村ごとに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。

各区市町村の設置状況

	区市町村数	内訳
令和元年度末 設置済	23	(区部) 14区 中央区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、品川区、 目黒区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、練馬区、 葛飾区、江戸川区 (市町村部) 8市1町 八王子市、昭島市、調布市、東村山市、国分寺市、 東大和市、東久留米市、稲城市、瑞穂町
令和2年度中 設置予定	14	(区部) 6区 港区、江東区、渋谷区、豊島区、荒川区、板橋区 (市町村部) 8市 武蔵野市、府中市、小金井市、小平市、日野市、 国立市、清瀬市、武蔵村山市
検討中等	25	

(区市町村報告より作成)

